障害福祉サービス事業所　設備基準

基準項目＼サービス			療養介護	生活介護	自立訓練		就労移行支援	就労継続支援	
					機能訓練	生活訓練		A型	B型
厚生労働省基準	設備基準	最低定員（最低基準）	20人以上	20人以上 ［多機能型は6人以上］	20人以上［多機能型は6人以上］	20人以上［多機能型は6人以上］	20人以上［多機能型は6人以上］	10人以上［多機能型は10人以上］	20人以上［多機能型は10人以上］
		必要設備	①医療法規定の病院として必要な設備 ②多目的室	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備	①訓練・作業室（サービス提供に支障ない広さ） ②訓練・作業に必要な器具備品 ③洗面設備 ④便所 ⑤相談室（間仕切り等談話の漏洩防止措置） ⑥多目的室その他の運営上必要な設備
	運営基準	サービス提供期間	－	－	18ヶ月以内（標準）	24ヶ月以内（長期入院・入所者36ヶ月）	24ヶ月以内（標準）	－	－
		その他	○管理者は医師 ○生活の質の維持向上への配慮 ○訓練を通じた身体能力の維持・向上 ○家族等への密な連絡 ○家族団らんや交流機会の確保	○利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する介護の提供 ○個別支援計画に沿った支援実施 ○生産活動を実施する場合の工賃支払い方法等の明確化	○地域生活への移行等に必要な調整 ○個別支援計画に沿った訓練実施 ○移行後も一定期間、定期的な連絡、相談を行う	○地域生活への移行等に必要な調整 ○個別支援計画に沿った訓練実施 ○移行後も一定期間、定期的な連絡、相談を行う	○個別支援計画に沿った支援実施 ○求職活動支援・職場開拓 ○職場定着支援 ○生産活動を実施する場合の工賃支払い方法等の明確化	○雇用契約の締結（最低賃金など労基法等の遵守） ○個別支援計画に沿った支援実施 ○（事業収入－必要経費）相当額を賃金として支払 ○賃金実績額を県へ報告 ○利用定員とは別に障害者以外の者を雇用できる（上限あり）	○個別支援計画に沿った支援実施 ○（事業収入－必要経費）相当額を工賃として支払 ○工賃向上計画、工賃実績額を県へ報告 ○3,000円/月以上の平均工賃要
県基準	県指定方針	面積		①訓練・作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ	①訓練・作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ	①訓練・作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ	①訓練・作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ	①作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ	①作業室 1人当たり3㎡以上（機械器具除く）でサービス提供に支障ない広さ
		設備		静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要
			※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする

障害福祉サービス事業所　設備基準

基準項目＼サービス			施設入所支援	共同生活援助	短期入所
厚生労働省基準	設備基準	最低定員（最低基準）	30人以上［他施設併設は10人以上］	4人以上（共同生活住居・サテライト型住居計） ［1住居：2人以上10人以下（サテライト型住居は1住居：1人）］	－
		必要設備	①居室（収納設備等を除き9.9㎡以上/1人、定員4人以下、地階への設置不可、収納・寝台設備・避難口・ブザー等） ②食堂　③浴室 ④洗面設備 ⑤便所　⑥相談室 ⑦多目的室 ⑧廊下幅（片1.5m以上、両1.8m以上） ※④⑤は居室のある階すべてに設置が必要	○入所施設又は病院の敷地外であること ○複数の共同生活住居を設ける場合、いずれの住居も主たる事業所から概ね30分以内で移動できる範囲にあること ①居室（**個室**で、収納設備等を除き7.43㎡以上/1人、収納設備等） ②居間又は食堂 ③台所、浴室、洗面設備、便所等の共有設備 ④利用者への配慮（住環境）	【併設型・空床利用型】 当該本体施設において必要な設備 【単独型】 ①居室（床面積8㎡以上/1人、定員4人以下、地階への設置不可、収納設備・避難口・寝台の設置）、 ②食堂　③浴室 ④洗面設備　⑤便所 ※④⑤は居室のある階すべてに設置が必要 【医療型】 医療法規定の病院として必要な設備
	運営基準	サービス提供期間	－	－	－
		その他	●現存施設には経過措置有り ●指定障害者支援施設では生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援のうち1以上のサービスを行う	○外部サービス型については生活支援員の配置が不要 ○他の障害福祉サービス事業者など関係機関等との連携及び支援体制を確立 ○日中サービス支援型については、短期入所の併設が必要	
県基準	県指定方針	面積			
		設備	静養室、更衣室 ※間仕切り等でプライバシー確保要 自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする	自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備の設置等 ※スプリンクラーの設置対象となるのは、障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設 ※消防設備の設置については、各消防機関の指導に基づくものとする